

1. 統括者の名称・代表者の氏名・住所・電話番号
(株)サン・シャイン 代表取締役 中野晴男
東京都中央区日本橋蛸船1-25-4 日本橋栄ビル3F
TEL 03-5643-0133 FAX 03-5643-0135
2. 商品の種類
健康補助食品・化粧品・その他
3. 販売形態
当社では、物品の販売にあたって斡旋による販売を行う。
4. 会員登録資格
①日本国籍を有し20歳以上で学生でないこと。
②公務員で法令・規則またはその他、遵守事項により会員登録することが禁じられていないこと。
③解約（自動解約の場合を除く）後、及びクーリング・オフ完了後約3か月は経過していること。
④申請書記載内容が事実であること。また、虚偽でないこと。
⑤反社会的勢力の組織に属してなく、また関わりがないこと。
⑥その他、当社の判断によりお断りする場合があります。
5. 商品の販売・斡旋条件 ～商品購入の方法～
会員登録申請書に必要事項を記載のうえ、商品代金を当社指定口座宛にご送金ください。振込明細書を添付した会員登録申請書をファックスし、受理した後3営業日以内に商品を発送致します。
追加商品購入は2個目より追加商品価格（9,720円税込：7,000ptか、7,560円税込：5,000ptか、5,400円税込：4,000pt）で購入できます（追加購入は1ポジション2個まで）。新規登録は原則、自動付けとし、左と右のグループを比較して、少ないグループの規定ポジションへ配置されます。
6. 特定負担に関する事項
当社の商品を購入し、また後記の特定利益を受けるためには、リピート（定期購入）が必要となります。A登録は11,300円（税込・送料込）です。初回登録は特定商品・出荷事務手数料・消費税込でA登録13,500円（税込）です。2ヶ月おまとめ買いは24,300円（税込）、3ヶ月おまとめ買い35,100円（税込）です。2ヶ月目以降の商品購入は代引きもできます（11,932円送料 消費税込）。3か月目以降のオートシップにつきましては、所定の用紙を提出して頂くことにより11,300円（送料・税込）で口座振替ができます。（メール便以外は11,932円）
2か月おまとめコースは初月と2か月目の商品を同時にお届けします。金額は24,300円（税込）です。（2か月目もリピートしたことになります。）3か月おまとめコースは初月と2か月目、3か月目の商品を同時にお届けします。（2か月目、3か月目もリピートしたことになります。）商品代引き発送をご希望の場合、別途632円の手数料が必要です。※送料につきましては、離島は別料金となります。
7. 特定利益に関する事項
①報酬を得るための条件
登録完了月を除き、10,000pt以上の商品購入実績が必要です。
②特定利益の種類（報酬プランとその計算方法 還元率65%を超える場合、調整されます）
1) 紹介報酬（初月のみ）：A登録2,000円、B登録1,000円。
2) バイナリー報酬：小さいグループに対して20%。
※但し0人紹介は10%、1人紹介は15%、5人以上は25%となります。
3) リーダーシップ報酬：直紹介者数に応じて、1人：1次15%、2人：1次25%、3人：1次30%・2次10%、5人：1次30%・2次10%・3次10%の報酬が得られます。
※直紹介者に未購入者がいた時は、コンプレッションとなります。
※B登録の会員は、紹介料を除く全ての報酬が70%となりますが、10,000pt購入月はA登録扱いとなります。（B登録の新規受付は終了）
8. 特定利益の支払い方法
月末締め、翌月25日支払いとなります。その日が休日・祝日の場合、翌金融機関営業日に支払います。振込事務手数料は一律500円（税込）です。3,000円未満の場合は預かり金となります。
9. 特定商取引に関する法律第34条に規定する禁止行為に関する条項。
商品の販売を斡旋（会員の紹介）するに当たっては、相手方に以下の事項を正確且つ十分に説明して下さい。
①商品の種類、性能、品質等（または権利、役務の種類及び内容）について。
②入会金や商品購入等のこの取引に伴う負担について。
③契約の解除（クーリングオフ及び中途解約を含む）について。
④この取引において得られる利益（特定利益等）について。
⑤その他、この取引の相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項について。
勧誘に際して、または契約の解除を妨げるために、上記の事項について、事実と異なる事を告げると特定商取引に関する法律により罰せられます。
また、契約を締結させ、または契約解除を妨げるため、相手方を威嚇して困惑させると同じく特定商取引に関する法律により罰せられます。
10. 個人情報の取り扱いについて
①当社では、受領した個人情報（個人を識別あるいは特定できる情報を

言います）は、当社の会員に商品・サービスを提供する目的のみ使用します。

②当社では、個人情報の取り扱いに関して、不正アクセス、個人情報の紛失、及び漏えい等が生じないように適正且つ合理的な対策を講じます。

11. 会員資格の有効期限

商品未購入が1年間続いた時は、自動的に会員資格を失効します。但し、事由を申告し、当社に認められた場合は、この限りではありません。また、その失効したポジションに下位系列の会員を繰り上げる事はありません。

12. 契約の解除等に関する事項

①クーリング・オフ

i) 個人会員登録の解除

(a) 会員登録後に契約内容が明らかになっている書面を受領した日から起算して20日を経過するまでの間は、書面により会員登録の解除（クーリング・オフ）ができます。ただし紹介者に報告願います。

(b) この場合の解除（クーリング・オフ）では、当社は入会金を返還し、解除に伴う損害賠償または違約金の請求をする事はありません。

(c) この場合の解除（クーリング・オフ）は、契約の解除を行う旨の書面を発送した時からその効力を生じます。

ii) 商品購入契約の解除

(a) 商品の購入に関しては、特定商取引に関する法律第40条に基づき、契約書面を受領した日、若しくは商品を受領した日のいずれか遅い日を起算日として、20日を経過するまではハガキ等の書面により商品購入契約の解除（クーリング・オフ）が出来ます。

(b) この場合の解除（クーリング・オフ）に関しては、購入者は、既に引き渡された商品の引き取りに要する費用の負担義務を負わず、また既に商品代金を支払われている場合には、全額返金いたします。

(c) この場合の解除（クーリング・オフ）は、契約の解除を行う旨の書面を発送した時からその効力を生じます。

iii) クーリング・オフの延長

当社の会員登録及び商品購入契約のクーリング・オフの行使を妨げるために、当社または上位会員が威迫または不実の内容を告げることに、誤認または困惑してクーリング・オフの行使をしなかった場合には、当社からクーリング・オフ妨害解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から起算して20日を経過するまでの間は、書面によりクーリング・オフ（契約の解除）が出来ます。

iv) その他

(a) 悪意に基づいた集団クーリング・オフに関して当社はこれを拒否できる権利を有します。

(b) キャンペーンなどでクーリング・オフ期間中に上位に報酬を支払った場合、上位より回収後の返金となります。

②中途解約及び返品制度

会員登録してから1年以内に退会した会員は、以下の返品の条件を全て満たしている場合には商品を返品することで、商品購入価格の90%相当の金額の返金を受ける事が出来ます。

13. 返品・返金条件

①引き渡しを受けてから90日以内の商品であること。

②未開封であり、商品にキズや汚れがないこと。

③代引き商品の受け取りを辞退された場合、直接紹介系列上位者にペナルティーとして1,000円のご負担をお願いしております。

④15日までに連絡を頂ければ翌月のオートシップ発送を止めることができます。間に合わなかった場合、引き落とされますが、この場合の商品代金の返金は1,000円の手数料を頂きます。月末までに返金致します。

14. 退会

会員は、所定の様式の書面を提出することにより、違約金等、如何なる名目の金銭を支払うことなく、いつでも退会することができます。

15. 会員資格の停止

会員は以下の事項のいずれかに該当すると当社が判断した場合、会員の権利を喪失し、場合によっては損害賠償請求する場合があります。

①商法及び関連法規、公序良俗に違反する行為があったと認めた場合。

②薬事法に反して効果効能をうたい当社取扱製品の説明を行った場合。

③消費者センターやその他公的機関の指導を受ける等の消費者問題を引き起こした場合。

④その他、当社会員として相応しくない発言や行為により当社に迷惑をかけた当社が判断した場合。

当社の会員組織に、競合する他社商品やビジネスの勧誘を行った場合。

16. 抗争時の所轄

何らかの事由で当社と会員の間で本ビジネスに関する紛争が生じた場合、当社所在地における地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

17. その他

①報酬明細書やダウンロードは当社ホームページよりご確認頂くことが出来ます。当社より郵送を希望される場合は1件につき500円（10枚まで）となります。ファックスでのサービスは原則行いません。

②事由があり、当社に妥当と認められた場合に限り、名義変更を認めます。

③本書面は、予告なく「内容の追加・変更・削除」を行う場合があります。